

特定建築物における室内化学物質濃度実態調査について

1 目的

特定建築物における室内化学物質濃度の実態を把握するために実施する。

2 調査内容

(1) 調査期間

令和7年6月から令和7年9月まで

(2) 調査方法

県内の特定建築物 15 施設において、厚生労働大臣が指定する測定器（ホルムアルデヒド：FP-31（理研計器（株）製）、トルエン：122P（（株）ガステック製）を用い、居室の中央部の床上 75cm 以上 150cm 以下の位置でホルムアルデヒド及びトルエン濃度を測定した。

(3) 調査対象物質

ホルムアルデヒド及びトルエン

3 調査結果

(1) ホルムアルデヒド（表1）

測定した 15 施設 28 か所のうち、6施設7か所でホルムアルデヒドが検出された。（検出割合：25%）

しかし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律で規定された建築物環境衛生管理基準の $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) を超過した施設はなかった。

表1

濃度 (ppm)	令和7年度
< 0.01	21
0.01	2
～0.02	4
～0.03	0
～0.04	0
～0.05	1
～0.06	0
～0.07	0
～0.08	0
0.08<	0
計	28

(2) トルエン（表2）

測定した 15 施設 28 か所で、トルエンが検出された施設はなかった。

表2

濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	令和7年度
< 50	28
$50 \leq$	0
計	28

4 まとめ

今回調査を実施した特定建築物では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく空気環境の管理が適切に行われており、基準値を超過した施設はなかった。

しかし、今後もその実態を把握するため調査を継続する必要がある。

令和7年度 特定建築物における室内化学物質濃度実態調査

番号	測定年月日	測定場所	測定結果		特定用途	使用開始年月日 (改装等年月日)
			ホルムアルデヒド (ppm)	トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
1	令和7年7月23日	1階 103号室	0.01	< 50	事務所	令和6年5月15日
		2階 ラウンジ	< 0.01	< 50	その他	
2	令和7年7月31日	家庭用品売場	0.02	< 50	店舗	令和6年4月1日
3	令和7年8月6日	1階 北側ラウンジ	0.01	< 50	事務所	令和7年5月1日
		4階 南側ラウンジ	0.02	< 50	もっぱら	
4	令和7年8月8日	託児所	0.02	< 50	事務所	令和7年7月1日
		食堂	< 0.01	< 50		
5	令和7年8月27日	スタッフルーム2階	< 0.01	< 50	事務所	令和5年5月7日
		コミュニティラウンジ3階	< 0.01	< 50		
6	令和7年9月12日	催事室	< 0.01	< 50	事務所	平成29年12月21日
		事務所	< 0.01	< 50		
7	令和7年8月20日	38通路 家電照明前	0.02	< 50	店舗	令和6年6月13日
8	令和7年9月29日	7(北トイレ前)	< 0.01	< 50	遊技場	令和6年8月8日
9	令和7年10月2日	1階318 コードレス掃除機	0.05	< 50	店舗	令和5年5月19日
10	令和7年9月4日	1階 診療所執務室	< 0.01	< 50	事務所 その他	令和6年8月5日
		2階 織機執務室	< 0.01	< 50		
		3階 食堂	< 0.01	< 50		
		4階 ELVホール	< 0.01	< 50		
11	令和7年9月19日	B1階 ロビー	< 0.01	< 50	事務所 もっぱら	令和6年8月1日
		1階 ロビー	< 0.01	< 50		
		2階 研究室3(北)	< 0.01	< 50		
		3階 研究室1	< 0.01	< 50		
12	令和7年9月24日	1階 防災センター	< 0.01	< 50	店舗	令和7年3月13日
		2階 オペレーションセンター	< 0.01	< 50		
		3階 フードコート管理室	< 0.01	< 50		
13	令和7年9月11日	1階 スーパーマーケット	< 0.01	< 50	店舗	令和7年5月29日
14	令和7年9月18日	1階 105	< 0.01	< 50	旅館	令和7年7月25日
15	令和7年9月24日	1階南西(改装区画内の通路)	< 0.01	< 50	店舗	令和6年9月27日

※1 厚生労働大臣が指定する測定器(ホルムアルデヒド: FP-31(理研計器(株)製)、トルエン: 122P((株)ガステック製)使用

※2 ホルムアルデヒドは温度補正後

※3 ホルムアルデヒド: 建築物環境衛生管理基準(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令) $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)以下

※4 トルエン: 室内空气中化学物質の室内濃度指針値 $260\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)